

東成瀬村建設工事等競争入札心得  
(一般競争入札 郵送又は入札書持参形式の場合)

(趣旨)

第1 この心得は東成瀬村が発注する建設工事、業務委託、物品製造供給等及び役務の提供等又は村有財産の売払い（以下「工事等」という。）の請負等契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加して下さい。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令（昭和22年政令第16号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、東成瀬村財務規則（平成28年規則第11号）並びにこの心得、入札公告事項、指名競争入札指名通知書、現場説明事項及びその他の法令等を遵守しなければなりません。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い円滑な入札に協力するものとし、いやしくも不適當な言動等により正常な入札の執行を妨げ、また他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならず、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければなりません。

(設計図書等の閲覽)

第3 入札参加者は、設計図書等の閲覽等により契約担当者から明示された仕様書、設計書及び図面等による施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行うものとします。

(入札への参加者)

第4 入札書に記載する入札者は、代表者等本人としてください。

2 入札書を持参する方は、代表者との関係は使者であり、また入札書には封をされていることから、持参者の委任状を提出する必要はありません。

3 次の各号の一に該当する者は入札に参加することはできません。

(1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者

(2) 正常な入札の執行を妨げるおそれがある者

(3) 前号までのほか、東成瀬村条件付き一般競争入札実施要綱（平成28年告示第59号）第3条に掲げる要件を満たさないこととなった者

(入札保証金)

第5 入札参加者は入札前に、現金又は東成瀬村財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合があります。

(1) 入札参加者が保険会社、金融機関又は保証事業会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札終了直後直ちに還付します。ただし、落札者に対しては当該契約の締結後に還付するものとし、契約を締結しなかった場合はこれを没取します。

3 入札保証金には、利子を付さないものとします。

## 第6 削除

(入札の取り止め等)

第7 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができます。

## 第8 削除

(入札)

第9 入札参加者は入札書に記名押印のうえ、指定した日時までに到着するよう入札書を郵送又は直接持参の方法により提出してください。この場合において、入札方法の性格上代理人による入札はありえないことから、委任状の提出は必要ありません。

2 (削除)

3 (削除)

4 入札書の金額の記載については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。

(入札書の書換え等の禁止)

第10 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第11 次の各号の1に該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札。

(2) 入札保証金を納入させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

- (4) (削除)
- (5) 談合、その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) (削除)
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 前各号定めるもののほか、指定した条件に違反すると認められる入札

(開 札)

第12 開札は、入札書提出期限終了後、公告の内容に基づき行います。

(落札者の決定)

第13 建設工事、製造の請負については、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とします。

建設コンサルタント等については、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 落札者を決定したときは、直ちに書面（ファクシミリを含む）によりその旨を入札参加者に通知します。

(同価格の落札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14 入札執行者は落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、開札直後の落札決定を保留し、後日入札者の立ち合いによりくじ引きを実施して落札者を決めます。くじ引きの対象となる入札者には、村から電話にて日時及び場所を連絡します。なお、入札者が出席しない場合や出席してもくじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

(再度の入札)

第15 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができます。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとします。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の1に該当する者は再度の入札に参加することはできません。

- (1) 第11(1)から(3)及び(5)までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第11(9)の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者
- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、契約希望金額が最低制限価格を下回った価格で入札した者

3 第7の規定は再度の入札の場合に準用します。

#### (契約保証金)

第16 落札者は契約書の提出と同時に、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の1(役務的保証にあつては請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければなりません。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

#### (契約書の提出)

第17 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し落札通知を受けた日から5日以内に契約を完了しなければなりません。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではありません。

2 落札者が前項の契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失います。

#### (異議の申立)

第18 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできません。

#### (その他)

第19 入札参加者は、関係法令及び契約事項を遵守し、契約担当者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはなりません。